

○報告事項 7 件

番号	提案	提案主体	所管自治体 (部課)	所管課の検討結果		
				制度の現状	措置の分類	措置の概要 (対応策)
1	<p>静岡市が課税する事業所税の負担の見直し</p> <p>事業所税は都市環境の整備及びその改善に関する事業の費用に充てるための目的税であり、旧清水市の事業所は静岡市との合併により課せられるようになった。そのため、幅広い業種（機械部品製造業、化学製品製造業など）の事業所にとって、事業所税は受注企業からのコスト削減要請に加え、収益力を削ぐ要因と捉えられている（旧清水市の企業経営者は事業税のことを考慮せず、工場等の設備投資を実施してきた経緯がある）。</p> <p>また、平成 15 年に制定（平成 21 年に改正）された「静岡市事業所税減免取扱要綱」には、旧静岡市の地場産業である「サンダル製造業」「雑具製造業」「茶再生卸業」「仏壇製造業」等は一定の条件を満たすことにより減免できることが定められている。この従前の取扱いが平成 28 年現在でも維持されており、減免対象とされている業種と減免対象とされていない業種、旧清水市の企業と旧静岡市の事業所との不平等感が広がっていると思料する。</p> <p>そこで、静岡市税条例第 151 条、静岡市事業所税減免取扱要綱第 2 条を見直し、現在の静岡市の地域振興、産業振興に最も資する事業所税の軽減制度としていただきたい。</p> <p>なお、静岡市事業所税減免取扱要綱の「附則 3」には、「市長は、この要綱の施行の状況について定期的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と定めていることから、静岡市には施行後の検討結果、検討状況を市民にお知らせいただきたい。</p>	会社・団体	静岡市 税制課 市民税課	<p>事業所税は都市環境の整備に充てるための目的税であり、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の都市（いわゆる「政令指定都市」）、首都圏又は近畿圏の一部の市又は人口 30 万人以上の市は、事業所税を課するものとされている。</p> <p>そのため、旧静岡市域の事業所については昭和 51 年から、旧清水市の事業所については旧静岡市との合併後 5 年を経た平成 21 年から事業所税を課税している。</p> <p>事業所税の減免については、「指定自動車教習所」等旧自治省の通知に基づくもの（静岡市税条例第 151 条第 2 項）のほか、市長が別に定めるもの（同条第 5 項）の範囲を「静岡市事業所税減免取扱要綱」に定め、減免を行っている。</p> <p>なお、事業所税の減免対象は、学術文化の振興に特に寄与するものや中小企業対策等の産業振興政策上特に配慮の必要があるものなどに限られるものと解されている。</p> <p>平成 21 年度に改正された「静岡市事業所税減免取扱要綱」においては、旧静岡市域の地場産業である「サンダル製造業」「雑具製造業」「茶再生卸業」「仏壇製造業」に加え、旧清水市域の地場産業のうち、「染物業」を減免すべき産業として同要綱に加えている。</p> <p>その内容としては、旧清水市域において事業所税の課税が開始されるに当たり、公平性の観点から、旧静岡市において実施している地場産業への減免との均衡を図る必要があるため、清水区（旧清水市・旧蒲原町・旧由比町）における地場産業についても、「近代的合理化を図ることが著しく困難で、かつ、経済的経営基盤が脆弱であること」「将来的に業績が向上することが困難であると予想され、広大な床面積の倉庫を保有しなければ事業継続が著しく困難であること」等の減免基準に基づき検討した。</p>	継続検討	<p>「静岡市事業所税減免取扱要綱」については、平成 15 年の要綱策定後、平成 21 年に見直しを行った結果、旧清水市域の地場産業である「染物業」を追加する等の見直しを行い、現在の静岡市の地場産業に対する減免は適切な内容となっていると考えている。</p> <p>今後、減免の施行状況や減免対象業種の追加の要否について検討を行ない、その結果を市民にお知らせする。</p>
2	<p>静岡市内の公衆浴場法における SPA 施設における同室内複数施術の設置基準の見直し</p> <p>SPA 施設をご利用になる形態が時代と共に変化してきており、以前は女性単独での施術が中心であったが、リゾート感覚での SPA 利用の認知の広がりと共に、使用形態が単身から親子、夫妻、友人（同性）、婚約者などとの同室同時施術をご希望される方が静岡市内の SPA 施設において増加している。</p> <p>観光などにて来静する観光客へのサービスの向上や満足度を向上するためにも同室複数施術の施設基準の変更をお願いしたい。</p>	会社・団体	静岡市保健所 生活衛生課	<p>平成 25 年 4 月 1 日より「静岡市公衆浴場法施行条例」が施行され、第 4 条第 1 号ただし書きに基づき、<u>個室に設けられた脱衣室及び浴室は男子用及び女子用の別に分けることを要さない。</u></p>	現行制度で 対応可能	<p>市ホームページにおいて、市条例が施行されたことを公表しており、当条例に基づく構造設備基準の一覧を掲載して変更点の周知を図っている。また、許可後の定期監視の際には、最新の情報を営業者に提供するよう努めているが、今後一層の制度周知に努める。</p>

番号	提案	提案主体	所管自治体 (部課)	所管課の検討結果		
				制度の現状	措置の分類	措置の概要 (対応策)
3	<p>「静岡市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例」の見直し</p> <p>平成 28 年 4 月 1 日から施行された「静岡市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例」が制定された。 農業委員 20 人、農地利用最適化推進委員 37 人を任命及び委嘱するに当たり、委員定数の 3 分の 1 以上を民間（企業経営者、団体役員等）及び自治体役職者を含める規定を設けることを提案する。</p>	静岡経済同友会 静岡協議会	静岡市 農業委員会	<p>提案内容のとおり「委員定数の 3 分の 1 以上を民間（企業経営者、団体役員等）及び自治体役職者を含める規定を設けること」とすると、民間及び自治体役職者以外の方の任命の機会を制限することになるため、現状では、農業委員 20 人、農地利用最適化推進委員 37 人を任命及び委嘱するに際しては、規程を設けずに募集を行っていく。 <u>農林水産省は、農業委員・農地利用最適化推進委員を任命及び委嘱するに当たり、農業委員会等に関する法律に規定されていること以外の選任枠を設けて募集を行うことは、選任枠以外の者との公平性の観点からできないという見解である。</u> 市としても、農業委員会等に関する法律第 8 条第 7 項に基づき、今後も委員の任命に当たり、性別、年齢等に偏りが生じないように配慮し、農地等の利用の推進の成果を上げられるよう努めていく。</p>	国へ情報提供	—
4	<p>静岡県介護サービス提供体制整備促進事業費補助金の静岡市の有効活用</p> <p>静岡市は、市内において、小規模多機能型居宅介護事業所の開設が容易になるよう、県の地域密着型サービス等整備助成事業（介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱「別表 2 1 地域密着型サービス等整備助成事業（1）事業者に補助する市町に対して補助するもの「施設を創設し、又は増床する事業」の項「対象施設」の欄「(3) 小規模多機能型居宅介護事業所」）を有効活用するようにはしていただきたい。</p>	(株)元気広場	静岡市 介護保険課	<p>介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱は、地域の実情に応じた介護サービス提供に係る体制の整備の促進を図るため、小規模多機能型居宅介護事業所等の施設を創設する事業等に対し、施設整備に必要な工事費等を事業者に補助する市町等に対して補助する制度である。 このような県の制度であるが、運営の実態として事業者が施設を建築して運営する形式ではなく賃貸借契約により運営するものが多い。自前で施設整備することは、初期投資が大きく経常的な予算に対する負担となり、短期間で事業の休止や廃止は補助金の返還を求めることにもなるので安易に補助金を活用すべきではないと考える。 当該補助については、静岡市では今まで補助金を交付していない。</p>	対応不可	静岡市では、これまで施設整備に対して県の補助金の交付がなくても、事業者の参入が見込めたことから補助事業を実施してこなかった経緯があり、今後もこの対応を継続する。
5	<p>静岡市が実施している介護付有料老人ホームに対する老人福祉法上の指導と介護保険法上の指導の時期の重複回避</p> <p>静岡市高齢者福祉課は、市の有料老人ホーム設置運営指導指針に基づき、入居契約書や重要事項説明書等の契約書類関係や建物の設備点検状況等の確認を行う指導検査を実施している。 静岡市介護保険課は、介護業務の適切性、帳票類の確認、勤務体制の確認、虐待、身体拘束の有無及び研修・教育指導状況等を確認する実地指導を行っている。 この指導検査と実地指導は、それぞれの検査資料の作成・準備に多大な時間を要するため、一方の指導の翌月に他方の指導が実施されると検査資料の作成に繁忙を極め、他業務遂行に支障が生じる。実施に当たっては、両課調整の上、少なくとも 2 ヶ月以上は時期を空けていただきたい。</p>	会社・団体	静岡市 高齢者福祉課	<p>高齢者福祉課が行う指導検査は、静岡市有料老人ホーム指導等実施要領に則り、2 年に一度（必要な場合は随時）実施している。 介護保険課が行う実地指導は、静岡市介護保険施設等実地指導要領に則り、新たに介護給付等の対象となるサービスを開始した事業者については、概ね 1 年以内に、その他の事業者は概ね 3 年～ 4 年に一度（必要な場合は随時）実施している。</p>	事務処理の改善	高齢者福祉課が行う指導検査、介護保険課が行う実地指導を実施する際には、特に指導の必要性が高い場合を除き、事業者にとって負担とならないよう、両課において少なくとも 2 ヶ月以上は空ける日程の調整を行う。

番号	提案	提案主体	所管自治体 (部課)	所管課の検討結果		
				制度の現状	措置の分類	措置の概要 (対応策)
6	<p>介護付有料老人ホーム開設に当たっての介護保険事業計画における整備予定数の柔軟な運用又は廃止</p> <p>静岡市内に介護付有料老人ホームを開設する際には、市への届出、審査があるが、同市の介護保険事業計画において圏域ごとに定めた年間の介護付有料老人ホームの整備予定数を上回る場合には、開設が認められていない。</p> <p>そこで、①事業者の企画案が優れていれば整備予定数にかかわらず、介護付有料老人ホームの開設を承認してほしい。また、②静岡市内において介護付有料老人ホームの整備予定数を定めることを廃止していただきたい。</p>	会社・団体	静岡市 介護保険課	<p>市は、居宅サービス事業者からの指定申請を受け、公費負担の対象となる指定居宅サービス事業者を、事業所ごとに指定する（介護保険法 70 条）。</p> <p>指定要件として事業所の人員基準、施設基準等があり、また、指定をしないことができる場合として、推定利用定員総数が市策定の介護保険事業計画が定める必要利用定員総数に達しているか、達する見込みがある場合と規定されている（法 70 条第 5 項）</p> <p><u>介護保険事業計画については、介護保険法 117 条に基づき介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する事業計画を定めることとされ、施設整備数については、人口や高齢化率、利用率等を踏まえ保険料への影響も考慮した上で、見込まれた需要に対して、施設整備により供給過多とならないように配慮した整備計画を立てることとされている（②関係）。</u></p> <p>法令等の定めるところにより、静岡市は、推定利用定員総数が市策定の介護保険事業計画が定める必要利用定員総数に達しているか、達する見込みがある場合は、居宅サービス事業者の指定をしないこととしている。</p>	<p>①対応不可</p> <p>②国へ情報提供</p>	<p>①施設整備に制限を設けず自由な開設を認め、供給過多に陥った場合、施設運営にも影響を与え、多数の利用により過剰な給付となることから、推定利用定員総数が市策定の介護保険事業計画が定める必要利用定員総数に達しているか、達する見込みがある場合は、指定居宅サービス事業者の指定をすることはできない。</p> <p>②-</p>
7	<p>介護付有料老人ホームの「非該当（自立）」入居者の退去義務の見直し</p> <p>入居者が介護認定更新の結果『非該当』となった。静岡市介護保険課に確認したところ、高齢者福祉課と協議の上『非該当』者は特定施設に入居継続は認められないとの回答があった。</p> <p>介護保険法上のサービスである『特定施設入居者生活介護』契約は当然終了となるが、特定施設に空きがある場合には、有料老人ホーム（老人福祉法）としての入居契約は入居者保護（住み慣れた環境を追われてしまう）の観点から存続すべきである。</p>	会社・団体	静岡市 高齢者福祉課 介護保険課	<p><u>（介護予防）特定施設入居者生活介護として指定を受けた施設は、介護保険法第 8 条第 11 項に規定する『特定施設入居者生活介護』を提供するための施設として、市が介護保険事業計画に整備数を定め公募により指定している施設である。法の規定では、特定施設に入居している要介護者に提供されるものと明記されていることから、介護認定が『非該当』者は入居することはできない。</u></p> <p>よって、入居中の者が『非該当』になってしまった場合も、入居を継続することができないこととなる。</p> <p>ただし、<u>（介護予防）特定施設入居者生活介護の指定を受けた部分とは別に自立専用の居室がある有料老人ホームにおいては、入居契約の変更と居室移動を行うことにより対応は可能である。</u></p>	国へ情報提供	-